

発委第2号

東浦町議会議員の政治倫理に関する条例の全部改正について

東浦町議会議員の政治倫理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和5年3月23日提出

提出者	東浦町議会議員	向山恭憲
	東浦町議会議員	三浦雄二
	東浦町議会議員	米村佳代子
	東浦町議会議員	水野久子
	東浦町議会議員	鏡味昭史
	東浦町議会議員	小松原英治
賛成者	東浦町議会議員	間瀬元明
	東浦町議会議員	前田明弘
	東浦町議会議員	長屋知里
	東浦町議会議員	山田眞悟

東浦町議会議員の政治倫理に関する条例

東浦町議会議員の政治倫理に関する条例（平成 27 年東浦町条例第 16 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、東浦町議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関し、必要な事項を定めることにより、誠実かつ公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

（議員の責務）

第 2 条 議員は、町民の信託を受けた町民の代表者であり、その役割及び責任を自覚するとともに、政治倫理を遵守しなければならない。

（政治倫理基準）

第 3 条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 不正を疑われるような金品の授受、飲食の供応その他これに類する行為をしないこと。
- (2) 政治的又は道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受けないものとし、議員の後援団体に対しても同様に取り扱わせるよう措置すること。
- (3) 町が行う委託及び請負の契約に関し、特定の企業、個人、団体等に対し、有利又は不利な取り計らいをしないこと。
- (4) 町の職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職の職員及び同条第 3 項に規定する特別職の職員（以下これらを「職員」という。）の公正な職務執行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正行使するよう働き掛けないこと。
- (5) 職員の採用、昇給、異動等の人事に関し、不当に関与しないこと。
- (6) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等のウェブサイトを始め、あらゆる手段による情報発信又は発言を行う場合（第三者をしてこれらをさせる場合を含む。）は、ひぼう中傷の言動その他他人の名誉を毀損し、又は人格を損なわせる行為をしないこと。
- (7) 嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- (8) 職務上知り得た情報を不正に利用しないこと。
- (9) 町から補助金等の交付を受けて運営している団体等の役員に就かないこと。
- (10) 前各号に定めるもののほか、法令に違反する行為をしないこと。

（政治倫理外部員）

第 4 条 議長は、前条各号に定める政治倫理基準に違反する疑いのある行為に適切に対処するため、政治倫理外部員の第 4 項各号に掲げる役務の提供を受けることを目的とする契約（以下「政治倫理外部員契約」という。）を締結しなければならない。

- 2 政治倫理外部員契約を締結できる者は、弁護士の資格を有する者とする。
- 3 政治倫理外部員契約の期間は、3 年とする。ただし、政治倫理外部員契約は、更

新することができる。

- 4 政治倫理外部員契約を締結し、かつ、当該契約の期間内にある政治倫理外部員は、次に掲げる職務に従事する。
 - (1) 審査請求の受付に関すること。
 - (2) 審査請求に係る事案（以下「審査事案」という。）の請求理由を記載した文書及びこれを証する資料（以下「文書等」という。）並びに具体的な内容に関して助言を行うこと。
 - (3) 審査事案の審査結果及び講ずる措置の通知に関して助言を行うこと。
 - (4) 議長の措置に関して助言を行うこと。
 - (5) 審査結果等の公表に関して助言を行うこと。
- 5 政治倫理外部員は、この条例の規定によりその権限に属せられた事項を処理するほか、この条例の目的を達成するために必要な事項について、議長に対し意見を述べることができる。
- 6 政治倫理外部員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（審査請求）

第5条 次に掲げる者は、議員が政治倫理基準に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、議長又は政治倫理外部員に対し、文書等により審査請求をすることができる。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 18 条に規定する選挙権を有する者（審査請求するときにおいて、東浦町の選挙人名簿に登録されている者に限る。）
 - (2) 職員
 - (3) 当該審査請求日前 1 年以内に職員であった者
- 2 審査請求は、氏名及び住所を明らかにして行わなければならない。
 - 3 政治倫理外部員は、審査請求を受けたときは、審査請求を受けた日から 14 日以内に当該審査請求の文書等を議長に送付するものとする。
 - 4 議長は、審査請求があったときは、当該審査請求の文書等の形式を審査し、不備があると認めるときは、相当の期間を定めて審査請求者に対し、その補正を求めることができる。
 - 5 議長は、審査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該審査請求を却下することができる。
 - (1) 審査請求をすることができない者によって行われたとき。
 - (2) 審査請求者が前項の規定による補正の求めに応じないとき。

（政治倫理審査会の設置等）

第6条 議長は、審査請求が適当であると認められるときは、政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査事案の審査を付託するものとする。

- 2 議長は、前項の規定により審査会を設置したときは、速やかに審査請求者及び審査請求の対象となった議員（以下「対象議員」という。）に対し、その旨を通知する

ものとする。

- 3 審査会は、委員9人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者につき議長が委嘱し、又は指名する。
 - (1) 弁護士の資格を有する者
 - (2) 議員 8人以内
- 5 前項の規定にかかわらず、対象議員及び審査請求をした議員は、委員になることができない。
- 6 審査会に会長及び副会長を置く。
- 7 会長は第4項第1号に規定する者とし、副会長は委員の中から互選する。
- 8 会長の任期は、3年とし、再任を妨げない。
- 9 第4項第2号に規定する議員の任期は、第9条の規定による審査結果の報告が終了した日とする。
- 10 議員は、前項の規定にかかわらず、議員の職を失ったときは、委員の職を失う。
- 11 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 12 委員は、公平、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の会議)

- 第7条 審査会は、議長から審査事案の審査を付託されたときは、第3条各号に掲げる政治倫理基準に違反する行為の存否について審査する。
- 2 審査会は、政治倫理基準に違反する事実があったと認めるときは、次の各号のいずれかの措置を講じるべきかの意見を述べなければならない。
 - (1) 議長による口頭注意
 - (2) 文書による厳重注意
 - (3) 本会議における謝罪文の朗読勧告
 - (4) 議員辞職勧告
 - 3 審査会による審査事案の審査決定は、委員の3分の2以上の者が出席し、その出席した委員の4分の3以上の者の同意がなければならない。
 - 4 審査会は、対象議員に会議への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。
 - 5 審査会は、審査のため必要があると認めるときは、審査事案に関する者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは事情を聴取し、又は必要な資料の提出を求めることができる。
 - 6 審査会は、対象議員の名誉を回復することが必要であると認めるときは、所要の措置を講ずるよう議長に求めなければならない。
 - 7 その他審査会の審査及び運営に関する事項は、東浦町議会委員会条例（昭和46年東浦町条例第29号）及び東浦町議会会議規則（昭和46年東浦町議会規則第2号）の規定の例による。

(議員の協力義務)

- 第8条 議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な資料を提出し、又は会議に

出席して、意見を述べなければならない。

(審査結果の報告)

第9条 審査会による審査が終了したときは、会長は、速やかに審査結果を議長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告は、審査会が審査事案の審査の付託を受けた日から 90 日以内に行うよう努めるものとする。

(措置の決定)

第10条 議長は、前条第1項の規定による報告（審査会が第3条各号の政治倫理基準に違反する事実があったと認めるときに限る。）を受けたときは、速やかに、議会の議決を経て、講ずる措置を決定しなければならない。

(措置内容の通知等)

第11条 議長は、審査請求者及び対象議員に対し、速やかに審査結果及び講ずる措置を通知しなければならない。

2 対象議員は、前項の規定による通知において、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、審査結果及び講じられる措置を尊重しなければならない。

3 対象議員は、第1項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、議長に対し、意見書を提出することができる。

(議長の措置)

第12条 議長は、対象議員に対して、速やかに第10条の規定により議決された措置を講じなければならない。

2 議長は、審査会から第7条第6項に規定する所要の措置を求められたときは、対象議員の名誉回復に必要な措置を講じなければならない。

(審査結果等の公表)

第13条 議長は、前条第1項に規定する措置を講じたときは、速やかに、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

(1) 対象議員の氏名

(2) 審査請求の理由

(3) 審査結果

(4) 審査会の意見の内容

(5) 意見書の提出があったときは、意見書又はその概要

(6) 措置の内容

2 前項に規定する公表の方法は、東浦町ホームページ及び東浦町議会広報紙に掲載する方法により行う。

(議長の職務の代行)

第14条 議長が対象議員となったときは副議長が、議長及び副議長とともに対象議員となったときは年長の議員が、議長の職務を行うものとする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の東浦町議会議員の政治倫理に関する条例（以下「改正後の議会政治倫理条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた政治倫理基準に違反する疑いのある行為について適用し、施行日前になされた政治倫理基準に違反する疑いのある行為については、なお従前の例による。

3 改正後の議会政治倫理条例の規定は、施行日以後の審査請求から適用し、同日前になされた審査請求については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際、現に第3条第9号の団体等の役員に就任している議員については、当該役員の任期が満了するまでの間は、同号の規定は適用しない。

5 施行日以後新たに議員に就任した者で、第3条第9号の団体等の役員に就任している者は、当該役員の任期が満了するまでの間は、同号の規定は適用しない。

（東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

6 東浦町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年東浦町条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表中次の改正前の欄を改正後の欄に改める。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
職名	報酬の額	職名	報酬の額
教育委員会委員の項から学校評議員の項まで 略		教育委員会委員の項から学校評議員の項まで 略	
<u>学校運営協議会委員</u>	<u>日額</u> <u>10,000円</u>	<u>学校運営協議会委員</u>	<u>日額</u> <u>10,000円</u>
<u>政治倫理審査会委員（議員を除く。）</u>	<u>日額</u> <u>10,000円</u>	その他の非常勤の職員の項 略	
その他の非常勤の職員の項 略		その他の非常勤の職員の項 略	
備考 略		備考 略	

提案理由

所要の規定を整備するため、提案するものである。